

## 介護予防支援事業、第1号介護予防支援事業

### 契約書

サービス利用者（以下「利用者」という。）と医療法人愛広会（以下、「事業者」という。）は、事業者が提供する新発田市指定介護予防支援事業及び新発田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号介護予防支援事業について、以下のとおり契約を締結いたします。

#### 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し適切な介護予防サービス・支援計画を作成し、かつ、介護予防サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合事業者（以下、「指定介護予防サービス事業者等」という。）、その他の事業者、関連機関との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

#### 第2条（契約期間）

契約期間は、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日から\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分又は事業者対象者確認の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の認定有効期間の満了日までとします。

- 上記契約期間満了日までに利用者から契約終了の申し出がない場合、本契約は自動的に同一内容で更新されるものとします。

#### 第3条（介護予防サービス・支援計画の立案）

事業者は、事業の提供が効果的かつ効率的に提供されるよう、介護予防支援サービス・支援計画を作成します。

- 事業者は、介護予防支援サービス・支援計画の作成にあたり、次に掲げる事項を遵守いたします。
  - 利用者の居宅を訪問した上で利用者及び利用者の家族に面接し、支援すべき課題の把握に努めること
  - 利用者又は利用者の家族に対し、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、適正に提供すること
  - 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用も含めて介護予防サービス・支援計画に位置付けるよ

う努めること

- 利用者及び利用者の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の支援すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、サービス提供上の留意事項等を明記した介護予防サービス・支援計画の原案を作成すること
- 前号の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、当該原案の内容について利用者又は利用者の家族に説明し、利用者から文書による同意を得ること
- 介護予防サービス・支援計画を作成した際は、遅延なく利用者へ当該サービス・支援計画を交付すること
- 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと

#### 第4条（介護予防サービス・支援計画作成後の援助）

事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や介護予防サービス・支援計画の実施状況等の把握を行います。

- 事業者は、利用者の支援すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 事業者は、利用者の意思を踏まえて、要支援（又は事業対象者）認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### 第5条（介護保険施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

#### 第6条（利用料）

事業の提供に関する利用料は、契約書別紙（重要事項説明書）のとおりです。

#### 第7条（解約権）

利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず直ちに契約を解約することができます。
  - 事業者が、正当な理由なく介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠った場合
  - 事業者が、第11条に定める秘密保持義務に違反した場合
  - 事業者が、著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる

場合

## 第8条（事業者の解約）

事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難となった場合
  - (2) 利用者が事業者の定める通常の事業の実施地域外へ転居し、事業者において指定介護予防支援事業及び新発田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号介護予防支援事業の提供が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 利用者及び後見人並びに家族等が、事業者や事業所の職員に対して次の各号のいずれかに該当する行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
  - (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
  - (3) ビス利用中に職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、または録音などをインターネットなどに掲載すること
  - (4) その他上記に準ずる行為
- 4 その他利用者に対する適切なサービスを提供することが困難な場合
- (1) 事業者は、前項の規定にかかわらず、解約の予告期間を設けることが困難なほどの背信行為や反社会的行為を利用者及び後見人並びに家族等が行い、緊急やむを得ない場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (2) 契約を解約する場合については、事業者はあらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明を行います。
  - (3) 事業者は、この契約を解約する場合には、必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

## 第9条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第7条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第7条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 第8条第1項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (5) 利用者が介護保険施設へ入所した場合

(6) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合

(7) 利用者が新発田市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者確認において非該当又は要介護となった場合又は要支援状態区分が、自立あるいは要介護とされた場合

(8) 利用者が死亡した場合

## 第10条（損害賠償）

事業者は、利用者に対する介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者又は利用者の家族に損害を及ぼした場合には、速やかに損害を賠償します。

ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

## 第11条（秘密保持）

事業者及び事業者の職員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）の提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように、必要な対策を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の介護予防支援サービス・支援計画立案のためのサービス担当者会議並びに事業者と指定介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

## 第12条（苦情処理）

利用者又は利用者の家族は、事業者が提供した介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）又は介護予防支援サービス・支援計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する苦情がある場合には、「契約書別紙（重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

- 2 事業者は、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処することとし、必要に応じてサービスを点検し、関連機関との連絡調整を行います。

- 3 事業者は、利用者が苦情の申し出を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもいたしません。

#### 第13条（サービス内容等の記録の作成及び保存）

事業者は、利用者に対する介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）の提供に関する書類を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の後見人（後見人がいないときは利用者の家族を含む。）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定するほかの介護予防支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付できるものとします。

#### 第14条（介護予防サービス・支援計画作成業務の委託）

事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23第3項又は新発田市介護予防ケアマネジメント事業実施要項の規定により、指定居宅介護支援事業者に介護予防サービス・支援計画作成業務を委託することができます。

- 2 事業者は、前項により介護予防サービス・支援計画作成を指定居宅介護支援事業者に委託した場合は、手続き等について説明及び情報提供するとともに、当該指定居宅介護支援事業者や関係機関との調整を図ります。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、本契約の趣旨を尊重して、介護予防サービス・支援計画作成の業務に従事することとします。
- 4 事業者は、介護予防サービス・支援計画作成業務について、指定居宅介護支援事業者に助言・指導・評価するとともに、作成された介護予防サービス・支援計画に関する最終責任を負うものとします。

#### 第15条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1通保有します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

（ご利用者）

私は、この契約内容に同意し、介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）の利用を申し込みます。

また、第11条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

ご利用者

住所

氏名

（ご家族又は署名代行者）

私は、この契約内容に同意し、介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）の利用を申し込みます。

また、第11条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

ご家族又は  
署名代行者

住所

氏名

（事業者）

私は、利用者の申込みを受諾し、この契約に定める事業を、誠実に責任をもって行います。

事業者

住所 新発田市荒町甲1611番地8

新発田リハビリテーション病院内

事業者 医療法人 愛広会

代表者 理事長 池田 弘